



令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）
 原告 宗岡明弘 外533名
 被告 神戸市長 久元喜造 外1名



証 拠 説 明 書 (1)

令和4年6月14日

神戸地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

津 久 井

進



原告ら訴訟代理人弁護士

白 倉 典

武



原告ら訴訟代理人弁護士

繁 松 祐

行



原告ら訴訟代理人弁護士

田 崎 俊

彦



原告ら訴訟代理人弁護士

関 本 龍

志



原告らは、以下に従い、改めて付番して証拠を提出する（※原本を既提出したものについては、新たに付番したシールを提出するので、各手元分に貼付し直されたい。）。

甲A号証＝本件請求の対象とする財務会計行為に関する資料

例：都市計画関係資料、契約関係資料、支払関係資料、その裏付け資料等

甲B号証＝被告側の作成資料

例：都市計画ニュース、説明会資料、住民への回答文書、ホームページ等

甲C号証＝原告側の作成資料

例：会議録、申入れ関係資料、各種報告書、陳述書等

甲D号証＝その他の資料

例：公害調停関係資料、監査請求関係資料、新聞記事、第三者作成資料等

以上

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|---|-------------------------|----------|----------|---|
| | A1 | 稟議書 | 神戸市都市 計画局計画 課 | S43.9.7 | 写し | 神戸市が本件道路事業を含む「神戸国際港都建設 計画街路の変更・追加及び廃止並びに同国際港都 建設街路事業」等について建設大臣に決定を得るた め内部稟議を行ったこと等 |
| | A2 | 都市計画事業認 可申請書 | 神戸市長 | H7.3月 | 写し | 神戸市長が兵庫県知事に対し、本件道路(須磨多聞 線)を含む道路事業につき都市計画法に基づく道路 事業認可申請を行ったこと等 |
| | A3 | 都市計画認可決 定書 | 兵庫県知事 | H7.3.31 | 写し | 兵庫県知事が上記の神戸市長の都市計画事業認可 申請に対し、認可決定を行ったこと等 |
| | A4 | 兵庫県公報 | 兵庫県知事 | H7.3.31 | 写し | 兵庫県知事が上記の神戸市長の都市計画事業認可 申請に対し、認可決定を行ったこと等 |
| | A5 | 「神戸国際港都建 設道路事業の変 更認可について (伺)」と題する書 面 | 神戸市都市 計画局計画 部計画課 | H13.2頃 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の 延伸を求めて、認可申請を行い、兵庫県知事が、平 成13年3月23日に認可決定を行ったこと等 |
| | A6 | 事業計画変更認 可申請書 | 神戸市長 | H13.2.26 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の 延伸を求めて、認可申請を行い、兵庫県知事が、平 成13年3月23日に認可決定を行ったこと等 |
| | A7 | 事業計画変更認 可決定書 | 兵庫県知事 | H13.3.23 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の 延伸を求めて、認可申請を行い、兵庫県知事が、平 成13年3月23日に認可決定を行ったこと等 |
| | A8 | 「神戸国際港都建 設道路事業の変 更認可について (伺い)」と題する 書面 | 神戸市都市 計画総局計 画課 | H18.2.20 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の 延伸を求めて、認可申請を行い、兵庫県知事が、平 成18年3月28日に認可決定を行ったこと等 |
| | A9 | 事業計画変更認 可申請書 | 神戸市長 | H18.2.22 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の 延伸を求めて、認可申請を行い、兵庫県知事が、平 成18年3月28日に認可決定を行ったこと等 |
| | A10 | 事業計画変更認 可決定書 | 兵庫県知事 | H18.3.28 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の 延伸を求めて、認可申請を行い、兵庫県知事が、平 成18年3月28日に認可決定を行ったこと等 |
| | A11 | 「神戸国際港都建 設道路事業の事 業認可の変更に ついて(伺)」と題 する書面 | 神戸市都市 計画総局計 画部計画課 | H23.2.25 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の 延伸を求めて、認可申請を行い、兵庫県知事が、平 成23年3月25日に認可決定を行ったこと等 |
| | A12 | 事業計画変更認 可申請書 | 神戸市長 | H23.3.4 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の 延伸を求めて、認可申請を行い、兵庫県知事が、平 成23年3月25日に認可決定を行ったこと等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|---|----------------|-----------|----------|---|
| | A13 | 事業計画変更認可決定書 | 兵庫県知事 | H23.3.25 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の延伸を求めて、認可申請を行い、兵庫県知事が、平成23年3月25日に認可決定を行ったこと等 |
| | A14 | 神戸国際港都建設道路事業の事業認可の変更について(伺) | 神戸市建設局道路部工務課 | H27.11.2 | 写し | 本件道路の車線数を4車線から2車線に減じ、事業施行期間を平成28年末から平成32年末まで延伸し、事業費を約231億円から222.4億円に減じる事業変更について内部稟議を行ったこと等 |
| | A15 | 事業計画変更認可申請書 | 神戸市長 | H27.11.12 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の延伸と事業費の減額を求めて、平成27年11月12日に認可申請を行い、兵庫県知事が、平成27年12月18日に認可決定を行ったこと等 |
| | A16 | 事業計画変更認可決定書 | 兵庫県知事 | H27.12.18 | 写し | 神戸市が兵庫県に対し、本件事業の事業施行期間の延伸を求めて、認可申請を行い、兵庫県知事が、平成23年3月25日に認可決定を行ったこと等 |
| | A17 | 平成27年度第1回 神戸市都市計画審議会会議録(抄本) | 神戸市 | H27.11.25 | 写し | 平成27年11月25日に開催された神戸市都市計画審議会において本件道路事業の変更が決定されたこと等 |
| | A18 | 計画書(第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について(3.3.32号須磨多聞線)) | 神戸市 | H27.11.25 | 写し | 本件道路(須磨多聞線)について、須磨天神町5丁目から須磨区離宮西町1丁目までの区間について、将来の交通需要の動向などを踏まえ、車線数を4車線から2車線に減少する計画変更を行ったこと等 |
| | A19 | 道路位置図 | 神戸市 | H27.11.25 | 写し | 計画変更をしようとする本件道路(須磨多聞線)の位置等 |
| | A20 | 変更計画図 | 神戸市 | H27.11.25 | 写し | 計画変更をしようとする本件道路(須磨多聞線)の計画図等 |
| | A21 | 「第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について(3.3.32号須磨多聞線)」と題する資料 | 神戸市 | H27.11.25 | 写し | 平成27年11月25日に開催された神戸市都市計画審議会において、本件道路(須磨多聞線)の計画変更を説明した資料等 |
| | A22 | 再評価結果(平成16年度事業継続箇所) | 近畿地方整備局都市整備課 | H16頃 | 写し | 神戸市が、本件道路事業について平成15年度における状況を前提にして、費用便益分析を行ったところ、費用便益比(B/C)について「4.0」という結果が得られたこと等 |
| | A23 | 平成20年度 事業再評価に関する参考資料 | 神戸市建設局道路部技術管理室 | H21頃 | 写し | 神戸市が、本件道路事業について平成20年度における状況を前提にして、費用便益分析を行ったところ、費用便益比(B/C)について「3.0」という結果が得られたこと等 |
| | A24 | 天井川左岸線立体化検討業務についての特記仕様書 | 神戸市 | H27頃 | 写し | 神戸市が天井川左岸線の立体化の検討業務を行わせたことについて特記仕様を明示していたこと等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|--|------------------------------------|-----------|----------|--|
| | A25 | 平成27年度全国 道路・街路交通情 勢調査 一般交 通量調査 箇所 別基本表 | 国土交通省 | H30.4月 | 写し | 平成27年に調査された、道路・街路交通情勢調査(いわゆる「道路交通センサス」)における天井川左岸線(調査地点は「神戸市須磨区若木町2丁目」)の24時間交通量が、「1万4827台」に過ぎなかったこと等 |
| | A26 | 公文書を保有して いないことによる 非公開決定通知 書 | 神戸市 | H29.12.12 | 写し | 平成26年度～28年度において、離宮道・天井川左岸線を通る市バスが事故等によらない自然渋滞が原因で定刻から有為的な時間遅れが生じたことについて情報公開を請求したところ、バス停の通過時刻と自然渋滞の原因とを関連づけた資料を作成していないとの回答があったこと等 |
| | A27 | 公文書を保有して いないことによる 非公開決定通知 書 | 神戸市 | H29.12.2 | 写し | 平成26年度～28年度において、天井川左岸線及び離宮道の事故等によらない自然渋滞のため消防車や救急車の現場到着が有為的な時間遅れが生じたことについて情報公開を請求したところ、そのような公文書を作成していないとの回答があったこと等 |
| | A28 | 須磨多聞線交通 シミュレーション検 討業務 委託契約 書 | 神戸市・株式 会社建設技 術研究所神 戸事務所 | H30.5.10 | 写し | 神戸市が須磨多聞線交通シミュレーション検討を複数にわたって行っていること等 |
| | A29 | 須磨多聞線(西須 磨)交通シミュ レーション検討業 務その2 委託契 約書 | 神戸市・パン フィックコンサル タnts株式 会社 | R2.5.27 | 写し | 神戸市が須磨多聞線交通シミュレーション検討を複数にわたって行っていること等 |
| | A30 | 天井川左岸線立 体化検討業務そ の2と題する決済 資料 | 神戸市建設 局道路工務 課 | R3.7.2 | 写し | 神戸市が本件道路の整備をした場合としない場合に分けて、天井川左岸線の立体化について検討を行っていること等 |
| | A31 | 天井川左岸線立 体化検討業務そ の2に係る委託契 約書 | 神戸市・株式 会社ジャパッ クス | R3.7.29 | 写し | 神戸市が本件道路の整備をした場合としない場合に分けて、天井川左岸線の立体化について検討を行っていること等 |
| | A32 | 業務計画書 | 株式会社 ジャパックス | R3.8月 | 写し | 神戸市が本件道路の整備をした場合としない場合に分けて、天井川左岸線の立体化について検討を行っており、令和4年3月には報告書が提出されていること等 |
| | A33 | 須磨多聞線(西須 磨)道路検討及び 詳細設計業務 委託契約書 | 神戸市・中央 復建コンサル タnts株式 会社 | H30.10.29 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)道路検討及び詳細設計業務につき中央復建コンサルタnts株式会社と神戸市の間で1億1664万円の委託契約書を取り交わしたこと等 |
| | A34 | 支出命令書 | 神戸市道路 部管理課 | H30.11.15 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)道路検討及び詳細設計業務につき中央復建コンサルタnts株式会社に対しH30.11.15に工事前払金3499万円の支払いを決定し、H30.11.26に支出をしたこと等 |
| | A35 | 変更契約書 | 神戸市・中央 復建コンサル タnts株式 会社 | R1.8.28 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)道路検討及び詳細設計業務につき中央復建コンサルタnts株式会社と神戸市の間で、完成期限を約4か月延長する変更契約を取り交わしたこと等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|---------------------------|---------------------|----------|----------|---|
| | A36 | 設計変更依頼書 | 神戸市西部建設事務所 | R1.12.13 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)道路検討及び詳細設計業務につき中央復建コンサルタンツ株式会社に依頼している設計業務について仕様変更の必要が生じたことについて内部稟議を行ったこと等 |
| | A37 | 変更契約締結(伺) | 神戸市建設局道路部管理課 | R1.12.24 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)道路検討及び詳細設計業務につき中央復建コンサルタンツ株式会社と神戸市の間で契約金を1980万円増額する契約を取り交わすことについて内部稟議を行ったこと等 |
| | A38 | 変更契約書 | 神戸市・中央復建コンサルタンツ株式会社 | R1.12.24 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)道路検討及び詳細設計業務につき中央復建コンサルタンツ株式会社と神戸市の間で契約金を1980万円増額する契約を取り交わしたこと等 |
| | A39 | 支出命令書 | 神戸市道路部管理課 | R2.1.16 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)道路検討及び詳細設計業務につき中央復建コンサルタンツ株式会社に対しR2.1.16に工事残代金1億145万円の支払いを決定し、R2.1.23に支出をしたこと等 |
| | A40 | 開札結果 | 神戸市 | R1.12.16 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事につき神戸市が行った工事入札(予定価格4553万7000円、最低制限価格4031万6900円)について、応札者がなく入札が中止されたこと、第1回入札時には株式会社住田建設が5884万円で入札をしたが予定価格を超過したので不適とされたこと等 |
| | A41 | 請負契約審査会議案 | 神戸市建設局道路部工務課 | R2.1.8 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事について競争入札を行わず随意契約を行った理由等 |
| | A42 | 随意契約理由書 | 神戸市建設局西部建設事務所 | R2.1月 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事について競争入札を行わず随意契約を行った理由等 |
| | A43 | 請負人及び請負金額等決定通知書(控) | 神戸市 | R2.1月 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事について株式会社住田建設に対し請負金額5009万0700円で工事請負契約を締結することを決定したこと等 |
| | A44 | 工事請負契約書 | 神戸市・株式会社住田建設 | R2.1.22 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事につき神戸市と株式会社住田建設との間で、5009万0700円の工事請負契約書を取り交わしたこと等 |
| | A45 | 支出命令書 | 神戸市道路部管理課 | R2.2.4 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事につき株式会社住田建設に対しR2.2.24に工事前払金2000万円の支払いを決定し、R2.2.13に支出をしたこと等 |
| | A46 | 支出命令書 | 神戸市道路管理課 | R2.12.14 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事につき株式会社住田建設に対しR2.12.14に工事残代金4284万6300円の支払いを決定し、R2.12.18に支出をしたこと等 |
| | A47 | 工事一部設計変更に伴う変更契約の締結について(伺) | 神戸市 | R2.8月 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事につき株式会社住田建設に対する請負代金を1010万2400円増額し、6019万3100円とすることについて内部稟議を行ったこと等 |
| | A48 | 請負契約審査会議案 | 神戸市建設局 | R2.7.29 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事につき設計変更を行うこととしたこと等 |
| | A49 | 工事請負契約変更要求書 | 神戸市建設局道路管理課 | R2.8.11 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事につき神戸市と株式会社住田建設との間で、契約金額を1010万2400円増額する変更契約を取り交わすことについて内部稟議を行ったこと等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|----------------------|------------------|---------|----------|--|
| | A50 | 変更契約書 | 神戸市・株式会社住田建設 | R2.8.17 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事につき神戸市と株式会社住田建設との間で、契約金額を1010万2400円増額する変更契約を取り交わした事等 |
| | A51 | 桜木町2丁目樹木移植工事の稟議書 | 神戸市建設局西部建設事務所 | R2.4.1 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事に伴って、桜木町2丁目樹木移植工事を、神戸市と株式会社住田建設との間で、契約金額137万5000円で契約締結を行うことについて内部稟議を行った事等 |
| | A52 | 工事請負契約書(少額工事) | 神戸市・株式会社住田建設 | R2.4.1 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事に伴って、桜木町2丁目樹木移植工事を、神戸市と株式会社住田建設との間で、契約金額137万5000円で契約締結を行った事等 |
| | A53 | 支出命令書 | 神戸市建設局西部建設事務所 | R2.7.13 | 写し | 桜木町2丁目歩道設置工事に伴って施工された、桜木町2丁目樹木移植工事について137万5000円の支出を決定し、同年7月20日に支払った事等 |
| | A54 | 請負契約審査会議案 | 神戸市建設局 | R3.1.20 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、受注業者を入札したが応札者がなかったため、神戸市と窪田工業株式会社が、随意契約を締結するため請負契約審査会を開催した事等 |
| | A55 | 請負契約要求書 | 神戸市道路管理課 | R3.1.27 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、神戸市と窪田工業株式会社が請負契約(随意契約)を締結するため内部手続を行った事等 |
| | A56 | 予定価格の決定について(伺)と題する書面 | 神戸市建設局道路管理課 | R3.2.1 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、神戸市と窪田工業株式会社が請負契約(随意契約)を締結するにつき、予定価格を1億5997万1900円とする内部手続を行った事等 |
| | A57 | 見積書 | 窪田工業株式会社 | R3.2.2 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、窪田工業株式会社が神戸市に対し、請負金額を税別1億4540万円とする見積書を提出した事等 |
| | A58 | 工事請負に関する随意契約の締結(伺) | 神戸市建設局道路管理課 | R3.2.5 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、窪田工業株式会社が神戸市に対し、請負金額を1億5994万円(税別1億4540万円)で請負契約を締結することについて、神戸市が内部手続を行った事等 |
| | A59 | 請負人及び請負金額等決定通知書 | 神戸市建設局道路工務課 | R3.2.5 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、神戸市と窪田工業株式会社が、請負金額1億5994万円(税別1億4540万円)で請負契約を締結することについて内部手続が決定した事等 |
| | A60 | 工事請負契約書 | 神戸市、窪田工業株式会社 | R3.2.5 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、神戸市と窪田工業株式会社が、請負金額1億5994万円(税別1億4540万円)で請負契約を締結した事等 |
| | A61 | 工事着手届・工事行程表(当初) | 窪田工業株式会社 | R3.2.9 | 写し | 窪田工業株式会社が、須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、令和3年2月6日に工事に着工し、令和3年10月29日に完了する工程を組んでいる事等 |
| | A62 | 公共工事前払金交付通知書 | 神戸市行財政局財政部契約監理課長 | R3.2.18 | 写し | 神戸市が窪田工業株式会社に、須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)に基づく請負代金のうち6390万円を前払いした事等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|--|-------------------------|----------|----------|---|
| | A63 | 支出命令書 | 神戸市道路 管理課 | R3.2.22 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)について、窪田工業株に対しR3.2.22に工事前払金6390万円の支払いを決定し、R3.3.2に支出をしたこと等 |
| | A64 | 工事請負契約変更要求書 | 神戸市建設 局道路工務課 | R3.4.23 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、設計変更契約を締結することについて内部手続きを行ったこと等 |
| | A65 | 工事請負契約変更要求決議書 | 神戸市建設 局道路公務課 | R3.4.23 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、設計変更契約を締結することについて内部手続きを行ったこと等 |
| | A66 | 工事一部設計変更に伴う変更契約の締結について(伺)(請負金額変更) | 神戸市行財 政局財政部 契約監理課 | R3.5.20 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、神戸市と窪田工業株式会社の間で締結した請負金額1億5994万円(税別1億4540万円)の請負契約につき、代金を995万5000円増額し、1億6989万5000円に変更する契約を締結することについて、内部手続きを行ったこと等 |
| | A67 | 工事一部設計変更に伴う変更契約の締結及びその通知について(変更1回目)(伺) | 神戸市行財 政局財政部 契約監理課 | R3.5.20 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、神戸市と窪田工業株式会社の間で締結した請負金額1億5994万円(税別1億4540万円)の請負契約につき、代金を995万5000円増額し、1億6989万5000円に変更する契約を締結することについて、内部手続きを行ったこと等 |
| | A68 | 工事請負契約変更決定通知書(請負金額変更) | 神戸市建設 局道路管理課 | R3.5.20 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、神戸市と窪田工業株式会社の間で締結した請負金額1億5994万円(税別1億4540万円)の請負契約につき、代金を995万5000円増額し、1億6989万5000円に変更する契約を締結することが決定したこと等 |
| | A69 | 変更契約書 | 神戸市・窪田 工業株式会 社 | R3.5.20 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)について、契約金額を995万5000円増額する変更契約を締結したこと等 |
| | A70 | 工事請負契約変更要求書 | 神戸市建設 局道路工務課 | R3.11.1頃 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、増工による金額増額などの契約変更することについて内部手続きを行ったこと等 |
| | A71 | 工事一部設計変更に伴う変更契約締結について(伺)(請負金額変更) | 神戸市行財 政局財政部 契約監理課 | R3.11.1 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、神戸市と窪田工業株式会社の間で締結した当初請負金額1億5994万円(税別1億4540万円)の請負契約につき、さらに代金を1944万4700円増額し、1億8933万9700円に変更する契約を締結することについて、内部手続きを行ったこと等 |
| | A72 | 工事一部設計変更に伴う変更契約の締結及びその通知について(変更3回目)(伺) | 神戸市行財 政局財政部 契約監理課 | R3.11.2 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、神戸市と窪田工業株式会社の間で締結した当初請負金額1億5994万円(税別1億4540万円)の請負契約につき、さらに代金を1944万4700円増額し、1億8933万9700円に変更する契約を締結することについて、内部手続きを行ったこと等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|-----------------------|--------------|---------|----------|--|
| | A73 | 工事請負契約変更決定通知書(請負金額変更) | 神戸市建設局道路管理課 | R3.11.1 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)につき、神戸市と窪田工業株式会社の間で締結した当初請負金額1億5994万円(税別1億4540万円)の請負契約につき、さらに代金を1944万4700円増額し、1億8933万9700円に変更する契約を締結することについて、内部手続を行ったこと等 |
| | A74 | 変更契約書 | 神戸市・窪田工業株式会社 | R3.11.1 | 写し | 須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)について、契約金額を1944万4700円増額し、1億8933万9700円に変更する契約を締結したこと等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|----|-----|----------------------------|---------------------|----------|----------|---|
| | B1 | 西須磨の皆さん へ お知らせ | 須磨区役所 | H6.9月 | 写し | 神戸市が平成6年9月頃には、「区画整理が決まっている。」というウワサがありますが、それは誤りです。今後、どの方法で行うかは、住民の皆さんと十分に話し合っ、決めていくこととなります。」等と地元住民との協議、同意を得ることの重要性を強調していたこと等 |
| 12 | B2 | としけいかく ミニニュース | 神戸市都市 計画局 | H12.5.23 | 写し | 神戸市の地元住民に対する説明会の開催の広報の事実等 |
| 13 | B3 | としけいかく ミニニュース No. 2 | 神戸市都市 計画局 | H12.7.14 | 写し | 神戸市が平成12年6月4日に地元説明会を開催した事実、同説明会における主な質問とこれに対する神戸市の回答及びその後の神戸市の本件事業に関する予定等 |
| 14 | B4 | としけいかく ミニニュース No. 3 | 神戸市都市 計画部工務 課 | H22.5 | 写し | 神戸市が本件計画変更によって、本件道路の車線数を4車線から2車線へ変更することを予定していること及び本件事業に関する質問に対する神戸市の回答等 |
| 15 | B5 | としけいかく ミニニュース No. 4 | 神戸市都市 計画部工務 課 | H25.9 | 写し | 本件事業に関する環境影響影響評価実施の案内及び本件事業に伴う環境への影響調査の実施計画書に対する公表と意見募集の内容等 |
| 16 | B6 | としけいかく ミニニュース No. 5 | 神戸市都市 計画部工務 課 | H26.2 | 原本 | 本件事業の伴う環境への影響調査に係る環境影響評価書の概要及び本件事業の環境影響評価書(案)の公表と意見募集の内容等 |
| 17 | B7 | としけいかく ミニニュース No. 6 | 神戸市都市 計画部工務 課 | H26.8 | 原本 | 本件事業に関する①整備概要、②整備方針(本線と副道・緑地広場整備)、③環境影響評価及び④将来交通量の予測に関する神戸市の主張ないし説明等 |
| 18 | B8 | としけいかく ミニニュース No. 7 | 神戸市都市 計画部工務 課 | H27.5 | 原本 | 本件事業の①神戸市の各基本計画等における位置付け、本件事業実施による地域環境への影響(交通量、騒音、大気汚染物質質量)、③将来交通量の減少及び④高架下空間の利用に関する神戸市の主張ないし説明等 |
| 19 | B9 | としけいかく ミニニュース No. 8 | 神戸市都市 計画部工務 課 | H27.8 | 原本 | 本件計画変更の変更案、同案の縦覧に関する案内及び同案に関する説明会の開催の案内等 |
| 20 | B10 | としけいかく ミニニュース No. 9 | 神戸市建設 局 | H27.11 | 原本 | 神戸市のワークショップの実施等 |
| 21 | B11 | としけいかく ミニニュース No. 10 | 神戸市建設 局 | H28.1 | 原本 | 神戸市の本件計画変更の手續完了の報告内容等 |
| 22 | B12 | としけいかく ミニニュース No. 11 | 神戸市建設 局 | H28.7 | 原本 | 神戸市の個別説明会の案内の内容等 |
| 23 | B13 | としけいかく ミニニュース No. 12 | 神戸市建設 局 | H29.6 | 原本 | 神戸市の説明会の案内の内容等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|----|-----|----------------------------|--|-----------|----------|--|
| 24 | B14 | としけいかく ミニニュース No. 13 | 神戸市建設 局 | H29.11 | 原本 | 神戸市のVR体験・相談会の案内の内容及び本件事業に関する意見ないし質問に対する神戸市の回答(渋滞、環境への影響、地域分断及び天井川左岸線の山陽電鉄踏切高架化の可否)等 |
| 25 | B15 | としけいかく ミニニュース No. 14 | 神戸市建設 局 | H29.11頃 | 原本 | 神戸市の「須磨多聞線整備を考える会」の案内の内容等 |
| 26 | B16 | としけいかく ミニニュース No. 15 | 神戸市建設 局 | H30.2 | 原本 | 神戸市のVR体験・相談会及び「須磨多聞線整備を考える会」の実施報告及び両会における住民の意見等 |
| 27 | B17 | としけいかく ミニニュース No. 16 | 神戸市建設 局 | H30.4 | 原本 | 神戸市の本件事業に関する測量・地質調査・設計作業の着手の公表及び「須磨多聞線・周辺まちづくり検討会」の案内の内容等 |
| 28 | B18 | としけいかく ミニニュース No. 17 | 神戸市建設 局 | H30.7 | 原本 | 神戸市による天理教東側道路における仮歩道の設置予定の内容及び「第3回須磨多聞線・周辺まちづくり検討会」の案内の内容等 |
| 29 | B19 | としけいかく ミニニュース No. 18 | 神戸市建設 局 | R1.7 | 原本 | 神戸市による天理教東側道路における仮歩道の設置及び「須磨多聞線・周辺まちづくり検討会＋相談所」の案内の内容等 |
| 30 | B20 | としけいかく ミニニュース No. 19 | 神戸市建設 局 | R1.11 | 原本 | 神戸市による桜木町歩道設置工事着手の公表及び神戸市の本件事業に対する意見(離宮公園前交差点、中央幹線の横断歩道の押しボタン信号の撤去等)等 |
| 31 | B21 | としけいかく ミニニュース No. 20 | 神戸市建設 局 | R2.11 | 原本 | 神戸市による桜木町歩道設置工事完了の報告内容及び神戸市の「須磨多聞線・周辺まちづくり検討会」の案内内容等 |
| 37 | B22 | 確認書 | 神戸市都市 計画局工務 課課長坂東 啓一郎及び 天神町3・4・ 5丁目自治会 会長堀省一 | H12.12.29 | 写し | 天神町3・4・5丁目自治会中央幹線恒久整備案・基本構想のうち「⑥神戸市と当自治会住民との協働にて整備された道路が完成した後、将来、状況の変化により、道路等の形状を変更する必要があるときは、事前に当自治会と話し合いを行い、理解と協力を得ることとする」の意味するところが、「本案が実施され整備が完成した後は、当自治会と事前協議を行い同意を得ることなしに、道路等の形状を変更しないこと」と解釈することを天神町3、4、5丁目自治会と神戸市都市計画局工務課双方が認めたこと等 |
| 38 | B23 | 回答書 | 被告市長笹 山幸俊 | H13.2.23 | 写し | 当時の被告市長が、天神町3・4・5丁目自治会に対し、「将来、道路管理上緊急な対応が必要な場合を除き、状況の変化等により道路の形状を変更する必要がある際には、関係自治会等に説明を行い、ご理解とご協力を得て実施します。」と約束する回答をしていること等 |
| 39 | B24 | 中央幹線整備計 画案について(回 答) | 神戸市都市 計画局工務 課課長坂東 啓一郎 | H15.3.31 | 写し | 当時の神戸市都市計画局工務課課長が西須磨東部自治会に対し、地元住民と共同で検討した当時の整備計画案を尊重する旨や完成後の道路形状の変更については、必ず事前に上記自治会と話し合いを行い、合意を得るよう努めることを約束する回答をしていること等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|----|-----|---|---------------------------------------|-----------|----------|--|
| 40 | B25 | 誓約書 | 神戸市都市 計画総局計 画部公務課 課長宮崎辰 夫 | H18.1.8 | 写し | 当時の神戸市都市計画局工務課課長が、天神町3、4、5丁目自治会等に対し、神戸市市長の平成13年2月23日付文書(甲34)の内容を遵守し、中央幹線整備計画の内容を上記自治会等に正確な情報を提供することなく無断で変更等しないこと、及び、やむを得ず変更の必要性があるときは、必ず事前に上記自治会等と協議することを誓約していること等 |
| | B26 | 報告書 | 神戸市都市 計画局工務 課 | H20.11.5 | 写し | 平成20年当時、神戸市と住民の間の協議により、本件道路(須磨多聞線)を直ちに設置せず、道路用地を公園遊歩道として暫定整備する方向で、協議を進めていた(被告側が答弁書で「強く否定する」と主張していることと矛盾している)こと等 |
| | B27 | 報告書 | 神戸市都市 計画局工務 課 | H20.12.16 | 写し | 平成20年当時、神戸市と住民の間の協議により、本件道路(須磨多聞線)を直ちに設置せず、道路用地を公園遊歩道として暫定整備する方向で、協議を進めていた(被告側が答弁書で「強く否定する」と主張していることと矛盾している)こと等 なお、同じ日に神戸市と住民が協議した際の、住民側の議事録はC10 |
| | B28 | 神戸市ホーム ページ「神戸ら しい眺望景観50 選.10選」 | 神戸市 | R2.3.19 | 写し | 神戸市が選定する「神戸らしい眺望景観50選」の中に西須磨地区の景観が選ばれており、神戸市が西須磨地区の景観を保護する姿勢を打ち出していること等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|---|------------------|---------------------|----------|---|
| 1 | C1 | 『住民主体への挑戦 被災地須磨のまちづくり』 | 西須磨まちづくり懇談会 | H9.4.5 (書籍発刊日) | 原本 | 本件都市計画に至る経緯と、住民主体で神戸市に協働を働き掛けたまちづくりが進められてきた経緯。本件訴訟を提起した原告らの思いとその背景にある事実関係等。 (今後、本件訴訟において展開する住民側の主張立証の基礎的な根拠資料) |
| 2 | C2 | 『身近な自治の仕組みづくりへ 震災10年を越えて』 | 西須磨まちづくり懇談会 | H18.2.26 (書籍発刊日) | 原本 | 本件都市計画に至る経緯と、第1次公害紛争調停に至る経緯、同調停の前半の経緯等本件訴訟を提起した原告らの思いとその背景にある事実関係等。 (今後、本件訴訟において展開する住民側の主張立証の基礎的な根拠資料) |
| | C3 | 西須磨4者会議活動の記録(2013年～2020年) | 西須磨都市計画道路公害紛争調停団 | R3.3.1 | 原本 | 西須磨4者会議において神戸市との交渉など活動の経過等 |
| | C4 | 「神戸市長 笹山幸俊様」と題する文書 | 西須磨まちづくり懇談会 | H7.11.15 | 写し | 西須磨の住民が、神戸市長に対し、平成7年11月15日、「①道路建設を前提とするのではなく、住民の意思を反映した総合的なまちづくり計画を検討すべきであること(総合的なまちづくり案の中で必要であれば道路建設も検討すること)、②既存道路の公害現況調査、三道路計画の環境アセスメントを行うこと、③渋滞緩和、車公害軽減のための住民からの提案を検討すること」等の要望をしたこと等 |
| | C5 | 2月23日付市長回答をめぐる質疑経過の記録 | 西須磨まちづくり懇談会 | H8.2.23 | 写し | 平成8年2月23日付の市長回答の内容をめぐって神戸市担当者と西須磨住民が質疑応答をした経過等 |
| | C6 | まち懇週報第15号 | 西須磨まちづくり懇談会 | H8.2.26 | 写し | 平成8年2月23日付の市長回答の内容をめぐって神戸市担当者と西須磨住民が質疑応答をした経過等 |
| | C7 | 西須磨住民と神戸市との交渉の記録 | 西須磨まちづくり懇談会 | H8.6.7 | 写し | 神戸市が、道路計画を計画通り行うが、環境アセスメントは行わない、道路渋滞・車公害軽減は道路計画を進めれば解消できる等と説明していたこと等 |
| | C8 | 天神町3・4・5丁目自治会と神戸市との事務折衝報告 | 天神町3・4・5丁目自治会 | H12.11.10 | 写し | 神戸市と自治会との合意が形成されるまでの協議経過等 |
| | C9 | 神戸市長 笹山幸俊様 と題する文書 | 天神町3・4・5丁目自治会 | H13.2.18 | 写し | 神戸市との合意書が作成されるまでの経過(住民側の要望する「中央幹線恒久整備案・基本構想」の内容)等 |
| | C10 | 神戸市打合せ・記録 | あおぞら財団・小平 | H20.12.16 | 写し | 平成20年当時、神戸市と住民の間の協議により、本件道路(須磨多聞線)を直ちに設置せず、道路用地を公園遊歩道として暫定整備する方向で、協議を進めていた(被告側が答弁書で「強く否定する」と主張していることと矛盾している)こと等 なお、同じ日に神戸市と住民が協議した際の、神戸市側の議事録はB27。 |
| | C11 | 「としけいかくミニニュースNo2」への疑問 6月4日の説明会、もう一つの見方 | 西須磨都市計画道路公害紛争調停団 | H12.9.10 | 写し | 神戸市が発行した「としけいかくミニニュースNo2」の内容に対する住民側の反論の内容等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|----|-----|---|---------------------------|----------|----------|--|
| | C12 | 「としけいかくミニニュースNo3」への疑問と反論 「百害あって一益なき道路」須磨多聞線の真実 | 西須磨都市計画道路公害紛争調停団 | H22.8.1 | 写し | 神戸市が発行した「としけいかくミニニュースNo3」の内容に対する住民側の反論の内容等 |
| 8 | C13 | 3自治会だより第1号 | 西須磨東部自治会、須磨天神町自治会及び桜木町自治会 | H26.10.1 | 写し | としけいかくミニニュースNo. 6(甲13)の問題点及び本件事業の問題点等 |
| 9 | C14 | 3自治会だより第2号 | 西須磨東部自治会、須磨天神町自治会及び桜木町自治会 | H27.7 | 写し | 平成26年頃に神戸市が開催した本件事業に係る地元説明会の概要、本件事業の環境破壊及び地域分断に関する問題点並びにとしけいかくミニニュースNo. 7(甲14)の問題点の指摘及び反論等 |
| 10 | C15 | 3自治会だより第3号 | 西須磨東部自治会、須磨天神町自治会及び桜木町自治会 | H28.6 | 写し | 被告市長が、平成28年4月8日、同月下旬には本件事業に係る測量を実施することを記者発表したこと、同測量問題に係る経緯並びに3自治会及び西須磨都市計画道路公害紛争調停団による上記測量実施に対する抗議の内容等 |
| 11 | C16 | 3自治会だより第4号 | 西須磨東部自治会、須磨天神町自治会及び桜木町自治会 | H30.5 | 写し | 本件事業の安全性、渋滞絵の悪影響、騒音等の問題点の指摘等 |
| | C17 | 陳述書 | 原告堀省一 | R3.12.7 | 原本 | 第1回口頭弁論期日で原告堀省一が意見陳述した内容等。 |
| | C18 | 陳述書 | 原告濱智恵子 | R3.12.7 | 原本 | 第1回口頭弁論期日で原告濱智恵子が意見陳述した内容等。 |
| | C19 | 陳述書 | 原告宗岡明弘 | R3.12.7 | 原本 | 第1回口頭弁論期日で原告宗岡明弘が意見陳述した内容等。 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|--|---------------------------------|---------------------------|----------|--|
| 3 | D1 | 公害紛争調停 15年の軌跡 (1998年～ 2013「調停団 ニュース」集) | 西須磨都市 計画道路公 害紛争調停 団 | H26.6.1 (冊子発行年 月日) | 原本 | 本件道路に係る公害紛争調停(第1次)の経緯、同調停における当事者の主張及び本件道路の近隣住民の神戸市に対する働きかけの内容等(今後、本件訴訟において展開する住民側の主張立証の基礎的な根拠資料) |
| 4 | D2 | 西須磨の公害調 停 —15年のまとめ — | 西須磨都市 計画道路公 害紛争調停 団 | H26.9.15 (冊子発行年 月日) | 原本 | 本件道路に係る公害紛争調停(第1次)の経緯、同調停における当事者の主張及び本件道路の近隣住民の神戸市に対する働きかけの内容等(今後、本件訴訟において展開する住民側の主張立証の基礎的な根拠資料) |
| 5 | D3 | 西須磨都市計画 道路公害紛争調 停 新聞記事集 | 西須磨都市 計画道路公 害紛争調停 団 | H25.9.1 (冊子発行年 月日) | 原本 | 本件訴訟に至るまでの公害紛争調停(第1次)にかかる事実経過について、報道等により、公知の事実とされてきたこと等(今後、本件訴訟において展開する住民側の主張立証の基礎的な根拠資料) |
| 6 | D4 | 新・調停団ニュー ス | 西須磨都市 計画道路公 害紛争調停 団事務局 | R1.5.20 | 原本 | 本件道路の近隣に居住する地元住民4809名が兵庫県公害審査会に対し、平成30年12月25日、公害紛争調停(第2次)の申立てを行ったこと及び同手続の内容等 |
| 7 | D5 | 新・調停団ニュー ス | 西須磨都市 計画道路公 害紛争調停 団事務局 | R2.12.5 | 原本 | 公害紛争調停(第2次)の期日経過、及び、令和2年1月5日に調停が打ち切りによって終了したこと等 |
| | D6 | 調停申請書(抄) | 宗岡明弘外2 517名 | H9.12.19 | 写し | 公害紛争調停(第1次)を申請したこと等 |
| | D7 | 公害紛争調停第 1回期日調書 | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | H10.5.26 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第1回期日の経過等 |
| | D8 | 公害紛争調停第 2回期日調書 | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | H10.8.25 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第2回期日の経過等 |
| | D9 | 公害紛争調停第 3回期日調書 | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | H10.10.2 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第3回期日の経過等 |
| | D10 | 公害紛争調停第 4回期日調書 | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | H11.1.22 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第4回期日の経過等 |
| | D11 | 住民側意見書 | 申請人代理 人ら | H11.3.1 | 写し | 第4回期日以降に、神戸市が何の通知も説明もなく都市計画道路「千森線」の工事を着工し、調停を軽視する対応を行ったことから、住民側から求釈明と意見を述べたこと等 |
| | D12 | 公害紛争調停第 5回期日調書 | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | H11.3.18 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第5回期日の経過等第4回期日以降に、神戸市が何の通知も説明もなく千森線の工事を着工し、調停を軽視する対応を行ったことから、調停委員会が釈明を求めた |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|----------------|---------------|-----------|----------|--|
| | D13 | 住民側意見書 | 申請人代理人ら | H11.7.1 | 写し | 神戸市が調停協議を無視して、千森線の工事を着工する不誠実な行動を取ったことについて、住民側が問題点等の意見を述べたこと等 |
| | D14 | 公害紛争調停第6回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H11.12.1 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第6回期日の経過等 |
| | D15 | 公害紛争調停第7回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H12.3.2 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第7回期日の経過等 |
| | D16 | 公害紛争調停第8回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H13.1.26 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第8回期日の経過等 |
| | D17 | 公害紛争調停第9回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H13.6.1 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第9回期日の経過等 |
| | D18 | 公害紛争調停第10回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H13.9.25 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第10回期日の経過等 |
| | D19 | 公害紛争調停第11回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H13.12.26 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第11回期日の経過等 |
| | D20 | 公害紛争調停第12回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H14.3.27 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第12回期日の経過等 |
| | D21 | 公害紛争調停第13回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H14.7.3 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第13回期日の経過等 |
| | D22 | 公害紛争調停第14回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H14.10.8 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第14回期日の経過等 |
| | D23 | 公害紛争調停第15回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H15.2.7 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第15回期日の経過等 |
| | D24 | 公害紛争調停第16回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H15.6.6 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第16回期日の経過等 |
| | D25 | 公害紛争調停第17回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H15.11.17 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第17回期日の経過等 |
| | D26 | 公害紛争調停第18回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H16.5.20 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第18回期日の経過等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|----------------|---------------|-----------|----------|--|
| | D27 | 公害紛争調停第19回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H16.8.25 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第19回期日の経過等 |
| | D28 | 公害紛争調停第20回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H17.1.26 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第20回期日の経過等 |
| | D29 | 公害紛争調停第21回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H18.2.28 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第21回期日の経過等 |
| | D30 | 公害紛争調停第22回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H18.6.14 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第22回期日の経過等 |
| | D31 | 公害紛争調停第23回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H18.10.24 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第23回期日の経過等 |
| | D32 | 公害紛争調停第24回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H18.12.14 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第24回期日の経過等 |
| | D33 | 公害紛争調停第25回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H19.7.2 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第25回期日の経過等 |
| | D34 | 公害紛争調停第26回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H19.11.12 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第26回期日の経過等 特に重要と思われる部分は、被告が「地元の理解と協力を得て進めていくのは当然であり、理解と協力が得られなければ整備しない。」と明言している部分である。本件訴訟の答弁書6頁で「強く否定する」との反論していることと、明らかに矛盾する。 |
| | D35 | 公害紛争調停第27回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H20.3.24 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第27回期日の経過等 |
| | D36 | 公害紛争調停第28回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H20.7.4 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第28回期日の経過等 「須磨多聞線を整備しようとする場合には地元沿道自治会及び調停団の同意を得ること、桜木町の用地を暫定的に公園遊歩道として整備すること」の提案を行い、これに神戸市は何ら異議を述べなかったこと(住民の提案の通り、調停外において公園遊歩道として整備された)等 |
| | D37 | 公害紛争調停第29回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H20.11.21 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第29回期日の経過等 特に重要と思われる部分は、被告が「地元の要望は聞いている。それを踏まえて具体的な整備のあり方について議論をしていくことは間違いない。」と明言している部分である。本件訴訟の答弁書6頁で、桜木町の須磨多聞線用地における暫定整備で地元と合意したことを強く否定していることと、明らかに矛盾する。当時、被告が暫定整備する方針であった。 |
| | D38 | 公害紛争調停第30回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H21.3.25 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第30回期日の経過等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|---|-----|----------------|---------------|-----------|----------|---|
| | D39 | 公害紛争調停第31回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H21.7.23 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第31回期日の経過等 |
| | D40 | 公害紛争調停第32回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H21.11.27 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第32回期日の経過等 神戸市が、調停当日に、須磨多聞線を4車線から2車線に変更することも含む調停条項案の提案がなされたこと、住民が強く反発し、1年4ヶ月にわたり調停が開催されない事態となったこと等 |
| | D41 | 公害紛争調停第33回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H23.2.23 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第33回期日の経過等 |
| | D42 | 公害紛争調停第34回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H23.4.25 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第34回期日の経過等 |
| | D43 | 神戸市の意見書 | 神戸市 | H23.7.8 | 写し | 本件道路事業について「一定の案がまとまった段階で費用を精査し、費用便益分析を行いたいと考えている」と明言していたこと等(6頁) |
| | D44 | 公害紛争調停第35回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H23.7.11 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第35回期日の経過等 |
| | D45 | 公害紛争調停第36回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H23.10.20 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第36回期日の経過等 |
| | D46 | 公害紛争調停第37回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H24.4.19 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第37回期日の経過等 |
| | D47 | 公害紛争調停第38回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H24.12.17 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第38回期日の経過等、注目すべき期日の調書。 |
| | D48 | 神戸市の意見書 | 神戸市 | H25.1.25 | 写し | 神戸市が協議継続を調停条項とすることを拒絶したこと等 |
| | D49 | 公害紛争調停第39回期日調書 | 兵庫県公害審査会調停委員会 | H25.2.4 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の第39回期日の経過等、注目すべき期日の調書。 特に重要と思われる部分は、「調停委員会より、申請書において、申請人は第1項で被申請人に対し、現状における公害対策をまず求めており、第2項以降で都市計画道路建設に関する反対の申立をしているため、須磨多聞線建設と公害対策を一体にしか対応できないとする被申請人の主張は納得ができない旨が述べられた。」との記載、「調停委員会は、当事者間の合意成立は困難な状況であるものの、これまで15年間の双方の歩み寄りの姿勢と議論の過程を考慮し、また神戸市民の環境をまもる条例第H条及び第14条にも鑑み、須磨多聞線建設による公害対策は別として、現在までなされていた本件係争地域についての公害に関する協議を今後も継続するといった内容の調停案の提示を調停委員会として行い、受諾勧告を行うことを双方に伝えた。」との指示部分である。 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|----|-----|---|--|-----------|----------|---|
| | D50 | 調停案の受諾の 勧告について | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | H25.2.7 | 写し | 調停委員会が調停案の受諾勧告を行ったこと及びその内容等 |
| | D51 | 記者発表資料 | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | H25.2.7 | 写し | 調停委員会が調停案の受諾勧告を行ったこと及びその内容(調停案とその理由)等 |
| | D52 | 上申書 | 原告宗岡明 弘外3745名 代理人弁護士 土村松昭夫 外4名 | H25.2.18 | 写し | 住民側が調停案を受諾する上申を行ったこと等 |
| | D53 | 神戸市の意見書 | 神戸市 | H25.3.11 | 写し | 神戸市が調停案を拒絶したこと等 |
| | D54 | 第1次公害調停 の終了時に神戸 市が記者発表し た内容等 | 神戸市 | H25.3.11 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の打ち切りの際し、調停委員会の勧告にもかかわらず、神戸市の意向により受諾を拒否し、不成立となったこと等 |
| | D55 | 第1次公害調停 の終了時に神戸 市長が発表したコ メント | 神戸市長 | H25.3.11 | 写し | 公害紛争調停(第1次)の打ち切りの際し、調停委員会の勧告にもかかわらず、神戸市の意向により受諾を拒否し、不成立となったこと等 |
| | D56 | 調停が打ち切ら れたとみなされた ことについて | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | H25.3.13 | 写し | 神戸市の受諾拒否により、公害紛争処理法36条2項に基づき、調停は打ち切られたものとみなされたこと等 |
| 33 | D57 | 公害調停申請書 | 原告宗岡明 弘外4856名 代理人弁護士 土村松昭夫 外4名 | H30.12.25 | 写し | 本件道路の近隣住民4856名が神戸市に対し、平成30年12月25日付で本件事業に係る公害紛争調停(第2次)の申請を行ったこと等 |
| | D58 | 第2次公害紛争 調停第1回期日 調書 | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | H31.3.25 | 写し | 公害紛争調停(第2次)の第1回期日の経過等 |
| | D59 | 第2次公害紛争 調停第2回期日 調書 | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | R1.6.12 | 写し | 公害紛争調停(第2次)の第2回期日の経過等 |
| | D60 | 第2次公害紛争 調停第3回期日 調書 | 兵庫県公害 審査会調停 委員会 | R2.11.5 | 写し | 公害紛争調停(第2次)の第3回期日の経過等 |
| 32 | D61 | 平成30年(調)第 3号事件 調停打ち切りにつ いて(通知) | 兵庫県公害 審査会調停 委員会委員 長 | R2.11.5 | 写し | 3調停期日にわたって神戸市が本件事業に係る第二次公害紛争調停を欠席したが令和2年11月5日付で打ち切られたこと等 |
| 34 | D62 | 神戸市職員措置 請求書・抄本 | 原告ら代理 人弁護士 | R2.10.1 | 写し | 神戸市に対し、本訴訟物に係る住民監査請求を行ったこと等 |
| 35 | D63 | 神戸市職員措置 請求書・抄本 | 原告ら代理 人弁護士 | R2.11.4 | 写し | 神戸市に対し、本訴訟物に係る住民監査請求を行ったこと等 |

| 旧 | 甲号証 | 標題 | 作成者 | 作成時期 | 原本 写し | 立証趣旨 |
|----|-----|---|---------|----------|----------|---|
| 36 | D64 | 都市計画道路須磨多聞線(西須磨)整備事業に関する住民監査請求の監査結果について(通知) | 神戸市監査委員 | R2.11.18 | 写し | 神戸市監査委員が原告らによる監査請求に対し、措置を行わない旨の決定をしたこと等 |